

第1回毛呂山町小・中学校のあり方検討委員会 次第

日時 令和4年7月28日(木)

午後1時30分から

場所 役場201会議室

1 開会

2 あいさつ

3 委嘱状の交付

4 委員自己紹介

5 委員長・副委員長の選任

6 議題

(1) 毛呂山町小・中学校のあり方検討委員会について

7 閉会

## 毛呂山町小・中学校のあり方検討委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、毛呂山町小・中学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 検討委員会は、毛呂山町の小中一貫教育に伴う学校教育環境の整備充実について、教育を巡る環境の変化を踏まえ、子どもたちにとってより良い施設環境を整備するための意見を聴取することを目的とする。

### (組織等)

第3条 検討委員会は、委員24人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから毛呂山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 保護者
- (4) 地域代表者
- (5) 公募による町民
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長の指名する者とする。

3 委員長は、検討委員会を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討委員会の会議は、教育長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて、その会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(公開)

第7条 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、会議を非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

毛呂山町小・中学校のあり方検討委員会委員

任期：委嘱の日から令和5年3月31日まで

No.	氏名	勤務先・職名等	選出区分	性別	備考
1	真殿 仁美	城西大学	学識経験者	女	
2	岩出 晃	毛呂山小学校長	教育関係者	男	
3	川野 幸一	川角小学校長	教育関係者	男	
4	前田 伸吾	光山小学校長	教育関係者	男	
5	熊田 奈緒美	泉野小学校長	教育関係者	女	
6	小堺 広司	毛呂山中学校長	教育関係者	男	
7	小熊 三矢子	川角中学校長	教育関係者	女	
8	五十嵐 禎幸	P T A会長	保護者	男	毛呂山小学校区
9	関根 達也	P T A会長	保護者	男	川角小学校区
10	福島 昌彦	P T A会長	保護者	男	光山小学校区
11	吉川 雅子	P T A会長	保護者	女	泉野小学校区
12	宮寺 亜希子	P T A会長	保護者	女	毛呂山中学校区
13	鮫島 俊介	P T A会長	保護者	男	川角中学校区
14	宮崎 雄貴	学童保育所利用者	保護者	男	(特非)学童保育の会
15	瀧澤 秀和	未就学児保護者	保護者	男	(学)村田学園
16	小笠原 唯之	未就学児保護者	保護者	男	(学)長瀬学園
17	高橋 丙午	区長会会長	地域代表者	男	
18	森澤 美智子	民生委員協議会会長	地域代表者	女	
19	宇田川 賢志	会社員	公募による町民	男	
20	佐島 啓晋	会社員	公募による町民	男	
21	長谷川 秀子	無職	公募による町民	女	
22	青木 明兄	無職	公募による町民	男	
23	細谷 光	会社員	公募による町民	男	
24	谷住 妙子	社会教育委員会委員長	その他	女	

## 毛呂山町小・中学校のあり方検討委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、毛呂山町小・中学校のあり方検討委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿（様式第1号）に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他委員長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の制限)

第4条 傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒否することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 帽子、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴者は、会議を公開しない議決があったとき、又は委員長が傍聴人の

退場を命じたときは速やかに退場しなければならない。

(委員長の指示)

第8条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、令和4年4月25日から施行する。





未来を拓く人づくり(小中一貫教育)  
プロジェクト基本方針

平成30年8月  
毛呂山町教育委員会





## はじめに

急速な社会の変化、価値観の多様化、情報化、少子高齢化、核家族化等により、子供達を取り巻く教育環境は大きく変化しています。また、家庭や地域社会の教育力の低下、体験の減少等の中、子供の自尊感情の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下などが指摘されています。学校現場では、いじめ・不登校等の問題行動の増加とともに、「小1プロブレム」「中1ギャップ」等の問題も生じています。

これらは、時代や社会の変化、子供の身体的成長の早熟化、心と身体の成長のアンバランスに起因するとともに、かねてから指摘されてきた小学校と中学校の指導の段差、小学校と中学校の教員が9年間を見通して児童生徒を育てるという視点の欠如等、学校種間の連続・接続のあり方についても課題があると考えられます。

毛呂山町では、「元気のある学校づくり」として小中連携に取り組んできました。この事業では「小・中学校における互いの教育活動への理解促進と9年間を見通した連携」を目標に掲げ、小学校、中学校の教職員が連携を図ってまいりました。その結果、小学校から中学校へのスムーズな接続、学力・体力の向上に向けた研修会の定着など一定の成果を得ています。しかし、学力、特に主体的に学習に取り組む態度や思考力・判断力・表現力等が十分に育っていないこと、また、不登校出現率が依然として高いこと、基本的な生活習慣が十分に身につけていないことなど、今後、学校・家庭・地域が連携して取り組むべき課題も残されています。

このような我が国及び毛呂山町の今日的な教育課題の解決に向け、本町教育委員会では、小中9年間という見通しをもって連続性のある教育課程を編成し、充実した教育活動を展開するために、町内全2中学校区で小中一貫教育を実施することといたしました。このことは、毛呂山町の特色を活かした新しい義務教育の姿を創造する取組みを推し進めていくことでもあります。

この「未来を拓く人づくり（小中一貫教育）プロジェクト基本方針」は、各中学校区における小中一貫教育の円滑な推進のための基本的な考え方や指針等を示したものです。この基本方針をもとに、中学校区及び各学校において創意工夫のある教育活動が展開され、学校・家庭・地域が共同する中で、毛呂山町で学ぶ全ての子供が「夢をもち世界にはばたく毛呂山の子ども」として健やかに成長してくれることを心より願っています。

平成30年8月  
毛呂山町教育委員会

## 目次

### I 基本方針の考え方

- 1 毛呂山町の教育をめぐる状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 毛呂山町の未来を拓く人づくり（小中一貫教育）プロジェクトの推進  
・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

### II 毛呂山町小中一貫教育（コミュニティ・スクール）基本方針

- 1 毛呂山町の小中一貫教育・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 2 毛呂山町の小中一貫教育がめざすもの・・・・・・・・ P 6
- 3 毛呂山町の小中一貫教育推進の基本方針・・・・・・・・ P 6
- 4 実施に当たっての考え方と実施内容・・・・・・・・ P 7
- 5 学校と家庭・地域の連携・協働（コミュニティ・スクール）  
・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
- 6 小中一貫教育（コミュニティ・スクール）推進スケジュールの概要  
・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12

### III 毛呂山町学校施設整備基本方針

- 1 毛呂山町の町立小中学校施設整備の現状と課題・・・・・・・・ P 13
- 2 毛呂山町の望ましい小中学校施設のあり方・・・・・・・・ P 14
- 3 毛呂山町の学校施設整備推進の基本方針・・・・・・・・ P 17
- 4 整備推進の方法・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20

# I 基本方針の考え方

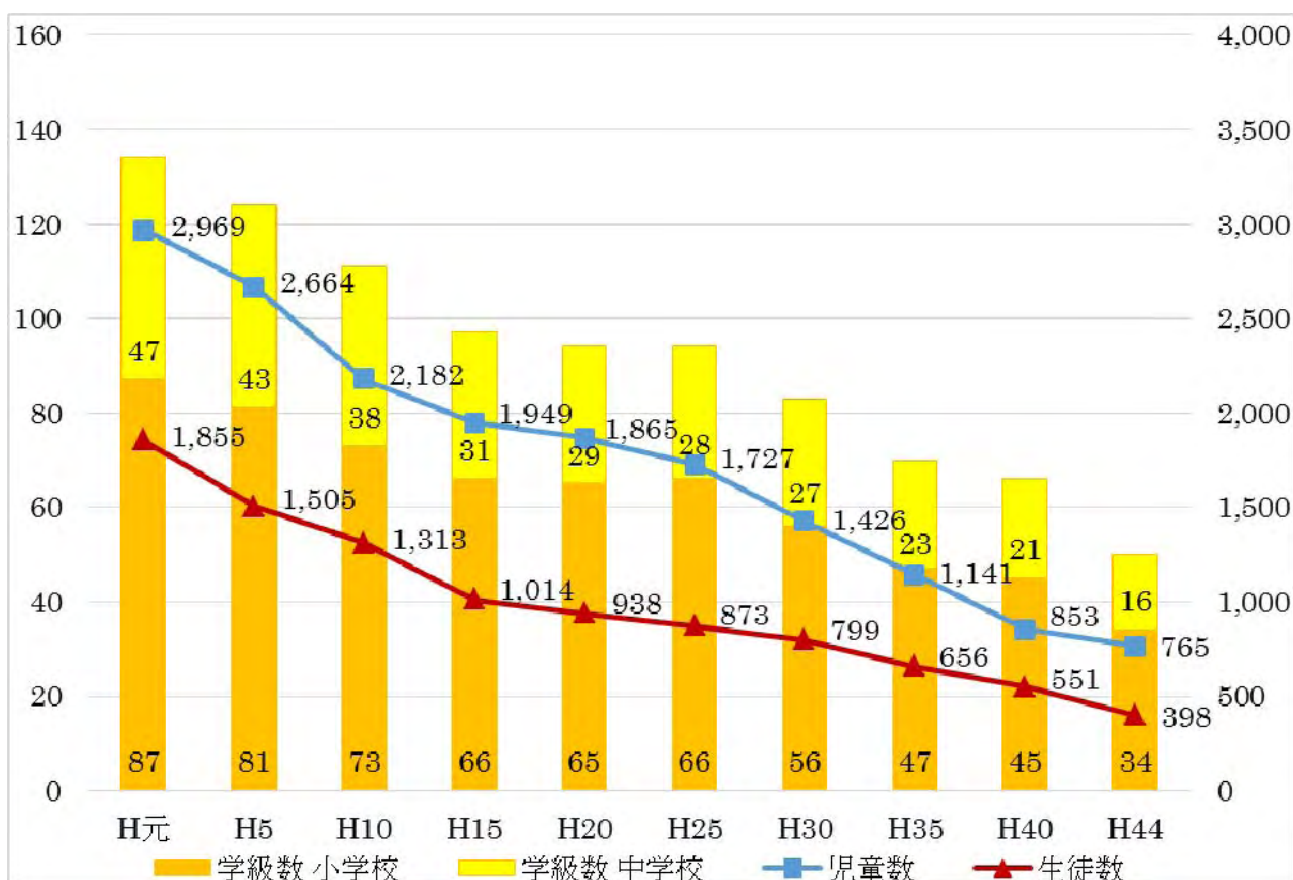
## 1 毛呂山町の教育をめぐる状況

### (1) 児童・生徒数の減少

小学校の児童数は昭和 58 年度の 3,599 人、中学校の生徒数も昭和 62 年度の 2,015 人をピークに下落が始まり、現在当時の約 4 割に減少しています。

#### 毛呂山町立小中学校の児童生徒数及び学級数

児童・生徒・学級数予測値：学校教育課 H30.5.1 現在



※学級数には特別支援学級を含む

さらに今後の児童生徒数の見込みでは、平成 35 年度にはピーク時の約 3 割に、平成 44 年度にはピーク時の約 2 割にまで落ち込むものと見込まれています。

少子化とともに学級数が減り、単学級になる学校が増えていくと予想されます。その弊害として、特に小学校では 6 年間クラス替えが出来ない、学校行事やクラブ活動に支障をきたすことなどが考えられます。

## (2) 児童生徒数の減少に伴う教職員数の減少見込み

H30.8 学校教育課調査

学校名	H30		H35		H40		H44		
	クラス数	教職員数	クラス数	教職員数	クラス数	教職員数	クラス数	教職員数	
毛呂山小学校	12	16	12	16	10	13	6	9	
泉野小学校	12	16	10	13	9	12	6	9	
毛呂山中学校	13	22	10	18	8	15	6	12	
川角小学校	12	16	12	16	12	16	8	10	
光山小学校	10	13	7	10	6	9	6	9	
川角中学校	10	18	9	17	9	17	6	12	
合計	小学校	46	61	41	55	37	50	26	37
	中学校	23	40	19	35	17	32	12	24

※特別支援学級数を含まない

### 小・中学校で学ぶ教科等数

小学校 14

国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語、  
道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

中学校 12

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語、  
道徳、総合的な学習の時間、特別活動

中学校の12教科等の内、教科担任制のもとで教科を受け持つ教職員が必要な教科は、道徳、総合的な学習の時間、特別活動を除いた9教科です。

上表によると、中学校における平成44年度の教職員数の見込みは両中学校とも12人ですが、このうち校長と教頭を抜くと10人になります。しかしながら授業時間数が多い国語・社会・数学・理科・保健体育・外国語においては複数の教職員がいないと時間割を組むことが難しくなります。殊に国語・社会・数学・理科・外国語において複数の教職員を割り当てることできないと、教育の質が落ちることに繋がり、生徒の学力の低下に繋がる恐れが非常に高くなります。

今後の児童生徒数の減少により中学校単独では、学校経営が非常に困難になります。

### (3) 学校施設の老朽化

「毛呂山町公共施設等総合管理計画 平成 29 年 3 月策定」(以下：管理計画)において、公共施設の将来更新等費用の試算条件として、建築後 30 年で大規模改修、60 年で更新(建替え)を設定していますが、最初に建築した学校校舎は築後 51 年経過しており、計画的な整備計画を策定する時期に来ています。

(※整備とは、新築・更新・長寿命化・大規模改修を含むものとします)

学校施設の建築年と経過年

毛呂山中学校区	建築年	経過年	川角中学校区	建築年	経過年
毛呂山小学校	昭和 46 年～	～47 年	川角小学校	昭和 42 年～	～51 年
泉野小学校	昭和 54 年～	～39 年	光山小学校	昭和 49 年～	～44 年
毛呂山中学校	昭和 47 年～	～46 年	川角中学校	昭和 49 年～	～44 年

### このような毛呂山町の教育環境から



学校教育においては、児童生徒に確かな学力をつけ、豊かな人間性等を育むことが重要であり、児童生徒数や教職員数の適正な規模が保たれていることが求められます。

毛呂山町の教育をめぐる状況を打開するためには、児童生徒間や小中学校の教職員同士の交流による義務教育 9 年間を一体として捉えた小中一貫教育(コミュニティ・スクール)の実施による学校教育の充実が必要です。

## 2 毛呂山町の未来を拓く人づくり(小中一貫教育)プロジェクトの推進

未来を拓く人づくり(小中一貫教育)プロジェクト基本方針(以下：基本方針)は、「第五次毛呂山町総合振興計画」、「第 2 期 毛呂山町教育振興基本計画」に基づき作成するものです。

また、長期にわたり多くの関係者にご検討いただいた『毛呂山町立小・中学校将来構想検討結果報告書』や『未来を拓く人づくり(小中一貫教育)に向けて～地域をつなぎ「いのち」輝く日本一の学校をめざすための検討結果報告』についても、方針の充実のために活用していきます。

特に「教育のグランドデザイン」(次頁)は 教育関係者と教育委員会との意見の集大成と考えており、今後、地域をつなぎ「いのち」輝く日本一の学校をめざして、毛呂山町の教育プロジェクトとして推進していくこととします。

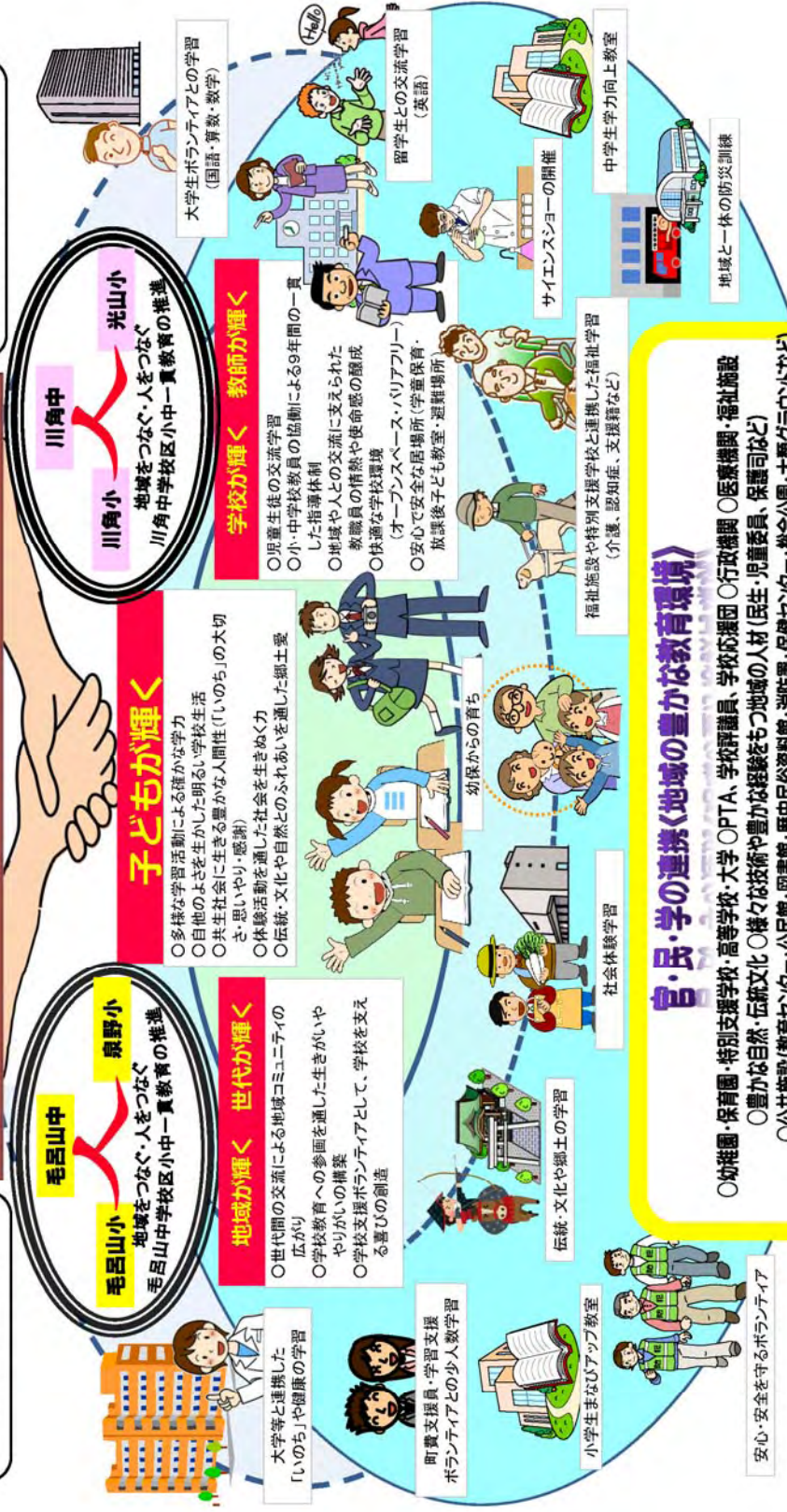
# 教育イノベーション：医療と福祉との融合

## 未来を拓く人づくり(小中一貫教育)プロジェクト

- 【地域社会の現状】
- 高度情報化・国際化・少子高齢化
  - 地域コミュニティの希薄化
  - 町の人口減少問題
  - 小学校教育施設の老朽化 など

**基本理念：地域をつなぎ「いのち」輝く日本一の学校をめざして**  
**夢をもち世界にはばたく毛呂山の子ども**

- 憲法 教育基本法
- 学習指導要領
- 埼玉県教育振興基本計画
- 毛呂山町総合振興計画
- 毛呂山町教育振興基本計画



- 官・民・学の連携く地域の豊かな教育環境**
- 幼稚園・保育園・特別支援学校・高等学校・大学・OPTA、学校評議員、学校応援団 ○行政機関 ○医療機関・福祉施設
  - 豊かな自然・伝統文化 ○様々な技術や豊かな経験をもつ地域の人材(民生・児童委員、保護司など)
  - 公共施設(教育センター・公民館・図書館・歴史民俗資料館・消防署・保健センター・総合公園・大観グラウンドなど)
  - 地域の団体(区長会・連合寿会・社会福祉協議会・商工会・観光協会・スポーツや文化団体・企業など)

## Ⅱ 毛呂山町小中一貫教育（コミュニティ・スクール）基本方針

### 1 毛呂山町の小中一貫教育

#### (1) 小中一貫教育とは

毛呂山町では「小中一貫教育」を次のように捉え、町内全小・中学校において推進します。

中学校区の小・中学校で共通の目標（目指す児童生徒像）を設定し、指導内容及び指導方法等が義務教育9年間を貫いて設定され、実施される教育。

小学校6年間と中学校3年間の義務教育9年間を一体のものとしてとらえ、中学校区の小・中学校がめざす目標を共有し、協働し、連続性・発展性をもって子供たちの育成に当たるのが「一貫教育」です。

#### (2) 小中一貫教育に取り組む意義

小中一貫教育の導入により、主に、次の3点での効果が期待されます。

##### ① 学力の向上

- ・指導方針を共有し、情報交換や連携を充実させることで、各成長段階での育てたい力が明確になり、一人ひとりの個性に応じた支援が可能になります。
- ・小学校で、より専門性を生かした中学校教員による授業や教科担任制、子供たちの様子をよく知る小学校教員による中学校でのTT（ティーム・ティーチング）授業など、多様な学習形態が可能になり、小学生の知的好奇心を充足させたり、中学生の定着が不十分な内容を補充したりするなど、学習意欲や学力の向上を図ることができます。

##### ② 生徒指導

- ・小・中学校の教員が協働して、9年間を見通した継続性のある指導を行うことにより、児童生徒の不安感を軽減することができるとともに、家庭と連携した生徒指導上の諸問題への継続的な対応が可能になります。
- ・小・中学校教員の連携による、より深い児童生徒理解に基づく指導が可能になり、「中1ギャップ」を解消し、中学校入学後に激増傾向にある不登校や問題行動の減少を期待することができます。
- ・小・中学生の交流や合同行事などを通して、中学生には、下級生に対する思いやりとリーダーシップの育成を、小学生には、目標にすべき身近な生徒像の具象化を図ることが期待できます。

##### ③ 教職員の意識改革

- ・義務教育9年間で児童生徒を育成するという意識から、発達段階に応じたきめ細かな配慮の必要性と教科指導の系統性に関する理解が高まり、教職員の指導力の向上が期待できます。また、小学校と中学校の教員が互いの指導方法の良さを身近にとらえることで、授業改善が進むことが期待できます。

## 2 毛呂山町の小中一貫教育がめざすもの

### (1) 毛呂山町の小中一貫教育の基本理念とめざす子ども像

- ① 学校教育の基本理念  
地域をつなぎ「いのち」輝く日本一の学校づくり
- ② めざす子ども像  
夢をもち世界にはばたく毛呂山のこども

### (2) 毛呂山町小中一貫教育導入の主なねらい

- ① 小・中学校9年間という見通しを持って、連続性のある教育課程を編成し、「いのちの教育」を通して子供の「生きる力」を育成する。
- ② 小学校から中学校へのスムーズな移行により、不登校等の問題の解消をめざす。
- ③ 子供の学びの連続性について、小・中学校教職員の相互理解を進め、学習指導・生徒指導等の充実・改善を図る。
- ④ 小・中学校間の連携を通して、学校と家庭・地域との協働体制をつくり、子供の教育環境の充実を図る。

## 3 毛呂山町の小中一貫教育推進の基本方針

毛呂山町の小中一貫教育は、次の4つの基本方針により進めます。

- (1) 各中学校区の特性を活かしながら、町内全小・中学校で一貫教育を進めます。
- (2) 学習指導要領に基づき、連続し、一貫した教育課程を編成します。また、義務教育9年間で各中学校区の実態に応じて「4・3・2」等の教育区分とし、指導を行います。
- (3) 全町で取り組む内容と、各中学校区の特性を活かした内容とで教育課程を編成・実施します。
- (4) 「小中一貫教育推進組織」を構築して組織的に取り組みます。





## 4 実施に当たっての考え方と実施内容

### (1) 中学校区の特性を活かした取組

毛呂山小学校・泉野小学校・毛呂山中学校を毛呂山中学校区、川角小学校・光山小学校・川角中学校を川角中学校区として、それぞれの校区の特性を活かして、小・中学校が協働して地域とのかかわりや連携を深め、特色ある一貫教育を進めます。

#### ① めざす子ども像の設定

本町の学校教育の基本理念「地域をつなぎ「いのち」輝く日本一の学校づくり」とめざす子ども像を受けて、中学校区ごとの児童生徒の実態を踏まえ、共通の教育目標と9年間でめざす子ども像を設定します。

#### ② 推進組織、年間計画等の立案

共通の教育目標や子ども像に基づき、小・中学校が連続し一貫した取組を進める柱を明らかにし、推進のための組織や年間計画等を立案します。

#### ③ 教育活動の展開

中学校区全職員が中学校区ごとの教育目標と取組の柱を共有し、小中9年間という見通しをもって、創意工夫のある教育活動を展開します。

### (2) 義務教育9年間のとらえ方

教育課程の編成に当たっては、基本的には現行の「6・3制」(小学校6か年・中学校3か年の教育制度)の枠組みによる学習指導要領に基づいて、義務教育9年間を見通した、連続性・一貫性のある教育課程を編成します。その際、子供の心身の発達段階、認識・思考の発達段階等に対応するために、例えば9年間を義務教育前期4年・中期3年・後期2年ととらえた取組をしていきます。

施設一体型小中一貫校の場合

保育園 幼稚園	教育課程	小学校課程6年				中学校課程3年				
	9年間の区分	前期4年				中期3年		後期2年		
年長	学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
〇毛呂山町幼保小接続期プログラム 〇埼玉県子育ての目安「三つのめばえ」 「生活」「他者との関係」「興味・関心」	指導体制	学級担任制				一部教科担任制		教科担任制		
	指導のめあて	学習指導、生活習慣の基礎・基本の徹底				小・中の円滑な接続と学習の習熟・定着		義務教育の仕上げ・進路指導の充実		
	指導区分	基礎・基本				習熟・接続		充実・発展		
	指導内容	〇基礎・基本の習得 〇学習規律の確立 〇生活習慣の確立 〇集団生活のルール				〇基礎・基本の定着 〇学び方の習得 〇よりよい生活習慣の確立 〇規範意識の醸成		〇基礎・基本の活用 〇自主的な学習習慣の獲得 〇自治的能力の醸成 〇社会生活への適応		
	いのちの教育	◎自分が愛されていることを自覚し、自分の命を大切にする。		◎友達と協力して生活し、自他の生命を大切にする。		◎自己有用感を高め、自他の生命を尊重する。			◎自他の存在を認め合い、共によりよく生きようとする。	

義務教育9年間を見通した、連続性・一貫性のある教育課程の編成にともない、指導法にも工夫を凝らします。

- ① 「いのちの教育」全体計画（いのちの学習カリキュラム）の作成と実施
  - ・日々の教育活動における自尊感情を育成します。
  - ・心の居場所になる集団づくりを推進します。
- ② 外国語（英語）教育の充実
  - ・グローバル化に対応した英語教育改革等、今後の国の動きを見据えながら、小・中の連続性・系統性のある外国語（英語）教育を充実させ、英語を用いてのコミュニケーションを図ることのできる能力や態度を育成します。
- ③ 特別支援教育の充実
  - ・9年間を見通した切れ目のない支援を目指します。
- ④ 基本的な生活習慣や学習習慣等についての一貫した指導
  - ・中学校区ごとに、9年間を通して身につけさせたい基本的な生活習慣や学習規律、学習の進め方等を共通理解し、一貫した指導を進めます。
  - ・「生活の約束」や「学習の進め方」等の手引きを作成し、学校や家庭での指導に活かせるようにします。
- ⑤ 乗り入れ授業や専科授業の導入
  - ・教育区分の中期（小学校5年生～中学校1年生）を中心に、乗り入れ授業、専科授業、一部教科担任制等を導入し、小中間の授業形態のスムーズな橋渡しをするとともに、授業の質の向上を図ります。

専科教員	…ある特定の教科を専門的に担当する教員のこと
教科担任制	…各教科に教科担任を配置すること
乗り入れ授業	…勤務している学校以外で授業を行うこと。小・中学校での相互乗り入れ授業において、一人で授業をする場合は所有免許の問題がでてくる。しかし、小・中の教員が2人でTT（ティーム・ティーチング）を行う場合は所有免許の問題はない。

### （3）全町で取り組む内容及び各中学校区の特性を活かした内容で教育課程を編成・実施

毛呂山町では、「いのちの教育」全体計画（いのちの学習カリキュラム）を作成し、自尊感情の育成、心の居場所になる集団づくりなどに取り組んでいきます。

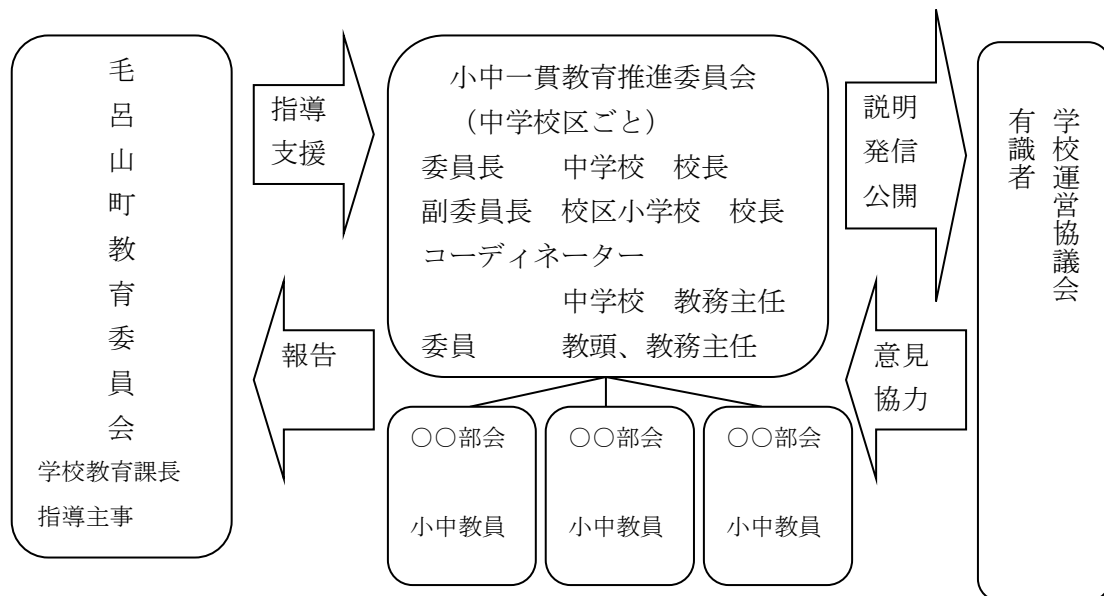
各中学校区には、それぞれ人、自然、歴史等の地域固有の特性があり、子供の実態も異なります。そこで、全町で取り組む内容とともに、その中学校区で取り組む目標や内容を設定し、地域や学校の実態、そして子供の実態を活かした地域とともにある学校を目指し、特色ある教育課程を編成・実施していきます。

- ① 学校行事の工夫
  - ・特別活動の学校行事の趣旨を活かし、「4・3・2区分」等の節目において、学校生活に秩序を与えたり自己の生き方の考えを深めたりする機会となる学校行事を工夫して実施します。
- ② 異年齢交流の推進
  - ・人間関係を形成する力やコミュニケーション能力を育てたり、異年齢相互に啓発し合う機会にしたりするために、異年齢の児童生徒が交流する活動を工夫します。

#### (4) 「小中一貫教育推進組織」の構築

小中一貫教育推進に向けて、推進組織を設置します。

小中一貫教育推進委員会は、中学校区ごとに校区の全職員で構成します。



小中一貫教育推進に向けて、小・中学校における教職員の交流を図ります。

##### ① 合同研修会の実施

- ・小・中学校の教職員が交流し合い、学力観や指導観等について相互理解をしたり、指導力を高め合ったりするために、中学校区ごとの小中合同研修会・授業研究会等実施します。

##### ② 校務分掌の見直し

- ・小中の校務分掌組織に整合性がとれているか見直しを行い、中学校区の教職員が協力協働して教育活動に当たることができるようにします。



#### (5) 小中一貫教育の望ましい施設形態

小中一貫教育を進めるうえで、施設の形態も重要な要素の一つです。

児童生徒が交流するためには、児童生徒が往来しやすい環境であることが望ましいと考えられます。また、子供の学びの連続性について小・中学校教職員が相互理解を進め、学習指導・生徒指導等の充実・改善を図るためにも小・中学校間が近いことは好ましい状態です。そして、保護者や地域の方々にとっても近接した施設である方がより効率よく、学校との協働ができるものと考えられます。

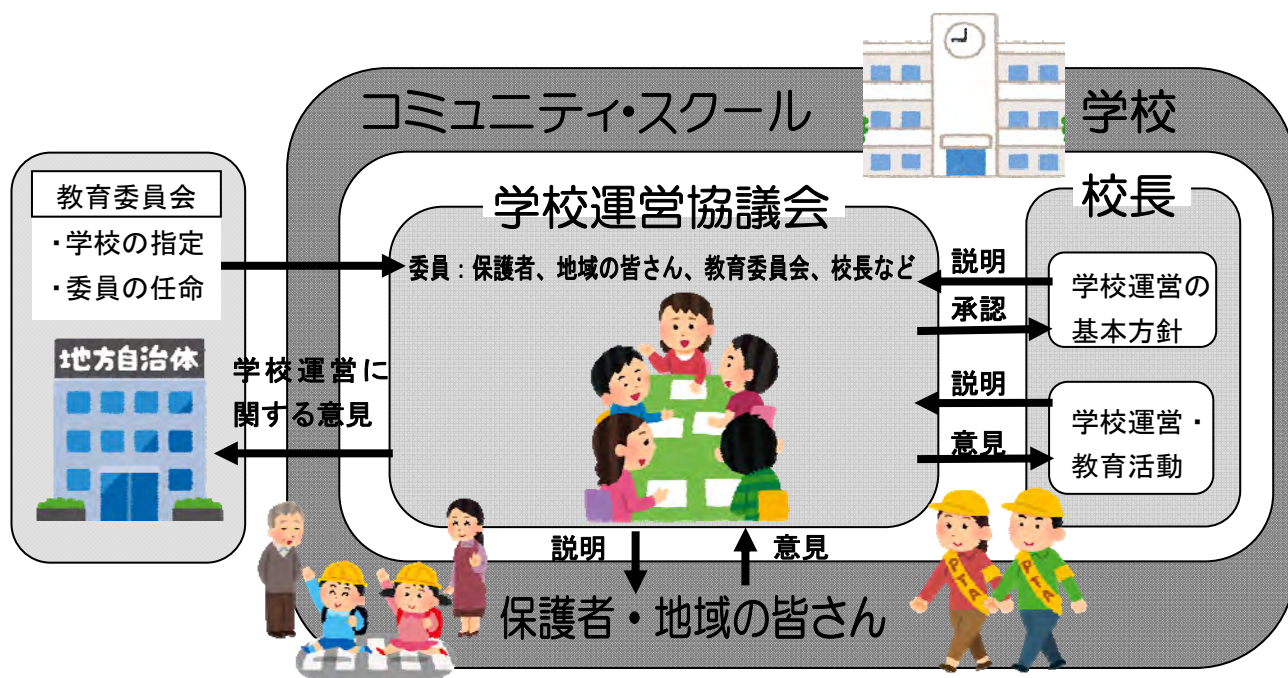
今後、児童生徒の減少に伴う教職員の減少が危ぶまれているなか、児童生徒の教育環境を確保し教育の質を低下させないことが喫緊の課題です。この課題を解決するためには、小・中学校の教職員の緊密な連携と保護者及び地域の方々との協働体制の構築が必要です。

## 5 学校と家庭・地域の連携・協働（コミュニティ・スクール）

### （1）コミュニティ・スクールの推進

学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、学校は「地域に開かれた学校」から一歩踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民・保護者と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要があります。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組みです。毛呂山町ではこの制度を導入することにより、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていきます。



### （2）学校運営協議会制度

コミュニティ・スクールには、学校や地域の実情に応じて教育委員会により指定された学校運営協議会が設置されます。その根拠となる学校運営協議会制度は、平成16年に制定された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づく制度で、主に3つの機能があります。

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること（必須）
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること（任意）
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができること（任意）

毛呂山町では各中学校校区に1つの運営協議会を設置し、学校運営協議会の機能としては、①、②について規則で定めていきます。

学校運営協議会は、学校運営の「基本方針の承認」を行うなどの具体的な権限を有していることから、地域住民や保護者が学校運営に対する当事者意識を分かち合い、ともに行動する体制を構築できます。学校運営協議会は、学校の良きパートナーになるものであり、校長が描く学校のビジョンを地域住民や保護者と共有し、学校運営の責任者である校長のリーダーシップのもと共に汗をかき、そのビジョンの実現を目指そうとするための仕組みです。

### (3) 学校評議員制度と学校運営協議会制度の違い

	学校評議員制度	学校運営協議会制度
目的	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての責任を果たす。	保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。
位置付け	校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。学校評議員が個人としての立場で意見を述べるもので、校長や教育委員会の学校運営に関して直接関与したり、拘束力のある決定をするものではない。	学校の運営について、一定の範囲で法的な効果を持つ意志決定を行う合議制の機関で、校長は学校運営協議会が承認する基本的な方針に従って学校運営を実施する。
法的根拠	学校教育法施行規則第49条	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6
主な内容	学校評議員は、校長の求めに応じて又は必要と認めるときは、学校運営に関する意見を述べるができる。	以下の具体的な権限を有する。 ①校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること（必須） ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること（任意） ③ 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができること（任意）

### (4) コミュニティ・スクールの取組で広がる魅力

- ① 子供たちにとっての魅力
  - ・子供たちの学びや体験活動が充実します。
  - ・自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
  - ・地域の担い手としての自覚が高まります。
  - ・防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。
- ② 教職員にとっての魅力
  - ・地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。
  - ・地域人材を活用した教育活動が充実します。
  - ・地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。
- ③ 保護者にとっての魅力
  - ・学校や地域に対する理解が深まります。
  - ・地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
  - ・保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。
- ④ 地域の皆さんにとっての魅力
  - ・経験を活かすことで生きがいや自己有用感につながります。
  - ・学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。
  - ・学校を中心とした地域ネットワークが形成されます。
  - ・地域の防犯・防災体制等の構築ができます。



## 6 小中一貫教育（コミュニティ・スクール）推進スケジュールの概要

	段階	各中学校区	町教育委員会
平成30年度	「知る」 人の交流  心のつながり (交流活動)を重視	○小中一貫教育推進委員会の設置・実施 ・めざす子ども像の設定 ・乗り入れ授業の計画 ・いのちの教育全体計画作成 ○研究体制の構築 ・課題の把握 ・教職員の意識向上 ・部会の設置 ・合同研修会の設定 ・合同行事の設定 ○中学校区ごとに研究発表	○学校運営協議会規則制定 ○各中学校区小中一貫教育推進委員会への指導・支援 ○施設整備に関する調査・検討 ○研究発表の支援
平成31年度	「つなぐ」 学びの連続性・系統性を意識するとともに、地域との相互理解を進める	○学校運営協議会の実施 ○小中一貫教育推進委員会の実施 ・いのちの学習カリキュラム作成 ・学びの進め方作成 ・生活の約束作成 ○乗り入れ授業の試行 ○合同行事の試行 ○合同研修会の実施 ○成果と課題の検証と改善 ○中学校区ごとに研究発表	○保護者・地域への説明 ○各中学校区小中一貫教育推進委員会への指導・支援 ○学校運営協議会設置 ○CSディレクター※配置 ○学校運営協議会への指導・支援 ○研究発表の支援
平成32年度	「見通す」 9年間を見通した教育課程を一部実施  9年間の学びの連続性やつながりを意識した授業づくり	○学校運営協議会の実施 ○小中一貫教育推進委員会の実施 ○保護者・地域への説明 ○取組のPDCAサイクルの確立 ○中学校区ごとに研究発表	○学校運営協議会への指導・支援 ○各中学校区小中一貫教育推進委員会への指導・支援 ○研究発表の支援

CSディレクター※

※CSディレクター：コミュニティ・スクールの運営や学校期間の調整、分野横断的な活動の総合整備など統括的な立場で調整等を行う地域人材。



### Ⅲ 毛呂山町学校施設整備基本方針

#### 1 毛呂山町の町立小中学校施設整備の現状と課題

##### (1) 現状

- 毛呂山町には、町立小学校が4校、中学校が2校あり、昭和40年代前半から校舎・体育館等の学校教育施設の整備を進めてきました。現在、町の公共施設の中で学校教育施設の延べ床面積は45,548㎡（給食センター・教育センターを含む）となっており、全体の5割以上を占めています。
- 平成14～24年度にわたり、学校教育施設の耐震補強工事を実施し、必要とされる校舎等の耐震工事は完了しています。現在は、体育館等の非構造部材の耐震補強に取り組んでいます。
- 平成26年度に川角中学校、平成28年度に毛呂山中学校の大規模改造工事を完了しています。また、平成28年度に毛呂山小学校、平成29年度に川角中学校体育館の大規模改造工事を完了しており、現在、毛呂山中学校の体育館改修工事に着手しています。
- 平成28年度から毛呂山小学校北校舎に学童保育所を設置し、現在川角小学校にも設置を計画しています。
- 隔年で中学校区毎の小中学校建築物定期調査業務委託を実施し、学校側の日常点検と併せて適正な維持管理に努めています。
- 町では平成30～31年度にわたり「毛呂山町公共施設個別施設計画（仮称）」を策定予定です。

##### (2) 課題

- 管理計画では、財政シミュレーションにより今後の不足財源を確保するために、今後およそ40年間で公共施設の床面積を25%削減するとの目標設定がなされています。学校施設においてもこの内容を踏まえ、統廃合等を含めて検討する必要があります。
- 町の将来的な財政予測としては、歳出は扶助費等の増加が見込まれ、都市基盤整備や学校施設を含む公共施設の維持更新に平成67年度までの約40年間でおよそ340億円という多額の投資が必要になります。  
一方、歳入は生産年齢人口の漸減により、プライマリーバランス（基礎的財政収支）の赤字、町債残高が増えることが予想されることから、学校施設の整備においては町長部局（財政・政策・防災・まちづくり担当等）と綿密な調整が必要です。

## 2 毛呂山町の望ましい小中学校施設のあり方

### (1) 小中学校の適正規模と適正配置

児童・生徒の人格形成や社会性の育成のため、適正な学校規模（学級数、児童生徒数）・配置（学校の位置）を維持することが重要であり、法令や検討結果報告から次のとおり考えます。

#### ○適正規模について

毛呂山町立小・中学校将来構想検討委員会 検討結果報告書	公立小学校・中学校の 適正規模・適正配置等に関する手引
小中学校の望ましい規模 小学校では各学年2クラス以上、中学校では 各学年3クラス程度確保することが望ましい。	「学校教育法施行規則第41条」 小学校では1学年2学級以上（12学級以上） あることが望ましい。中学校では少なくとも9 学級以上を確保することが望ましい。



#### まとめ 小中学校児童生徒・学級数見込み

- ・適正規模を確保するためには早い段階で小学校同士の統合が必要となります。
- ・小学校：各学年2クラス以上 小学1・2年生は35人学級、それ以外は40人学級
- ・中学校：各学年3クラス程度 中学1年は38人学級、それ以外は40人学級

#### ○適正配置について

毛呂山町立小・中学校将来構想検討委員会 検討結果報告書	公立小学校・中学校の 適正規模・適正配置等に関する手引
地域性を配慮して、安心・安全への配慮のもと、望ましい通学時間の目安を小学校では40分以内、中学校では1時間以内とする。なお、40分という通学時間は通学距離では概ね3キロメートルとする。	「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条」 小学校で概ね4キロメートル以内、中学校で概ね6キロメートル以内とする。 通学時間について「概ね1時間以内」を一応の目安とする。



#### まとめ 町立小学校児童の通学上の最長距離と時間

- ・毛呂山小学校の一部中山間地域を除き、町立の各小中学校ともにその通学距離は国の基準や報告書の提言内に収まるよう構成されています。
- ・但し、小学校の統合に伴い通学距離の増加が見込まれる地区があるため、地域の実情を重視し、安全・安心を最優先とした方策が必要です。



## (2) 中学校区体制への検討

プロジェクトの推進は小中一貫教育の導入と併せ、適正規模・適正配置を維持した小中一貫校を整備することが必要となりますが、既存の施設において中学校では毛呂山中学校・川角中学校2校とも大規模改修工事を終えており、地理的、歴史的な経緯からも当面、統合の必要はないと考えます。

しかし、中学校では余裕教室が年々増加してきており、これらを解消するためには、小学校の教室として利活用していくことが望ましい形態となります。

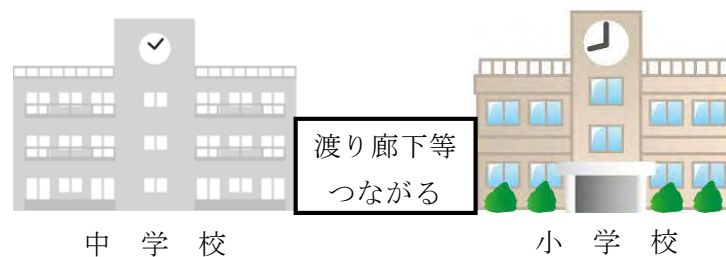
小中一貫教育の実施単位としては、中学校区ごとの小中学校とし、「毛呂山中学校を中心とした毛呂山小学校と泉野小学校」並びに「川角中学校を中心とした川角小学校と光山小学校」とする2校体制が求められています。

## (3) 小中一貫校の施設形態

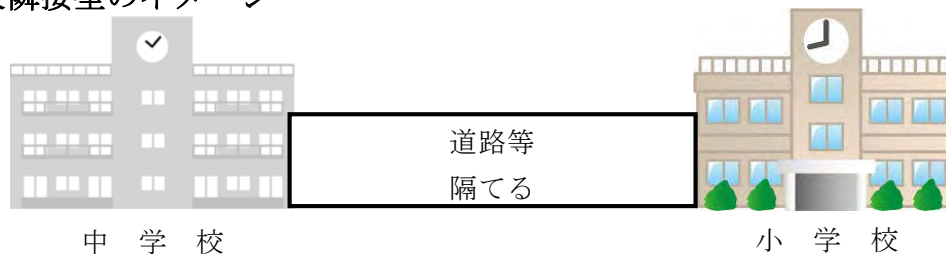
小中一貫教育を進める上で、学校施設のあり方として次の3型があります。

施設型	定 義
①施設一体型	渡り廊下等につながれた小学校及び中学校 校舎に全学年（9学年）があり、組織・運営ともに教職員が一体となる
②施設隣接型	隣接する小学校及び中学校 教育課程、教育目標に一貫性をもたせる
③施設分離型	離れた場所にある小学校及び中学校 教育目標に一貫性をもたせる

### ①施設一体型のイメージ



### ②施設隣接型のイメージ



### ③施設分離型のイメージ



(1) から (3) を受け

最も望ましい学校施設環境は、毛呂山中学校区・川角中学校区ごとの中学校校舎を中心とした「施設一体型校舎」です。

理由は、以下のとおりです。

**ア 「未来を拓く人づくり(小中一貫教育)プロジェクト」の効果を最大に発揮できる**

施設一体型は、児童生徒が「学びの連続性」を通して異学年交流や地域との関わり持ち、自己の個性を磨くことができる環境であり、また、小中学校の教職員の人的交流が促進され、子供の「学力観」や「指導観」の共有を図ることができるなど、一体感が高められる構造となっています。

**イ 中学校の余裕教室が活用できる**

義務教育9年間の中期にあたる小学5・6年生が中学校の余裕教室で学校生活を送ることができ、中1ギャップの解消や教室の有効利用を図ることができます。

**ウ 教職員の負担軽減を図ることができる**

小学校と中学校を渡り廊下等をつなぐことにより中学校の教室から小学校の教室への移動を円滑にし、教職員の職場環境を整えることが教育の質を落とさないことに直結すると考えます。

**エ 安全・安心な教育環境を確保できる**

概ね60年といわれる施設の耐用年数が迫っている施設もあり、小学校校舎を整備し、中学校校舎へつなげることで未来を拓く子供たちに安心・安全な環境を確保することができます。

### 3 毛呂山町の学校施設整備推進の基本方針



#### (1) 小中一貫教育に向けて（コミュニティ・スクール）

「未来を拓く人づくり（小中一貫教育）プロジェクト」を支える支柱は「小中一貫教育の導入」と「中学校区による2校体制の確立」であると考えます。毛呂山町にしかできない「教育イノベーション：医療と福祉の融合」を学校環境整備面から支えるべく、毛呂山中学校区（毛呂山小学校・泉野小学校・毛呂山中学校）と川角中学校区（川角小学校・光山小学校・川角中学校）の学校施設の望ましい形態である施設一体型を中心に検討していきます。

#### (2) 基本方針の期間と改訂サイクル

基本方針は中学校全2校が改築（大規模改造工事等）を終えるため、小学校4校の整備が視野に入る今後10年を期間とした学校施設整備の方向性を明らかにするものとします。ただし、社会情勢の変化や、学校建築の技術革新を考慮し、5年後（平成35年）に見直しを行います。

#### (3) 毛呂山町学校施設整備基本計画（仮称）の策定

基本方針に基づき、「毛呂山町学校施設整備基本計画（仮称）」を10年間の期間で策定し、当初5年間（平成31～35年度）を第1次計画、次の5年間（平成36年～40年度）を第2次計画に位置づけ、順次設計、整備を検討していきます。

また、第1次計画、第2次計画については、5年後（平成35年）に内容の見直しを行います。

#### (4) 学校施設の整備目標

学校施設の整備に際しては、管理計画の方針を踏まえ、長期に渡って使用できる学校整備を行います。また、その時々々の教育ニーズに合った機能を備えていくとともに、児童・生徒、保護者、そして地域住民が永く愛着をもつことができる魅力的な学校施設を整備していきます。

#### (5) 更新時期検討方法

整備時期を検討する上では、築後60年経過時点での更新を原則としますが、全町的な教育機能の配置、教育内容の質の確保及び向上について考慮した上で、最終的な時期を決定します。

#### (6) 改築コストの削減及び財源の確保

更新に際しては、町の財政状況を考慮し、以下のとおりコスト削減に努めます。

- ・管理計画に基づき学校教育施設の規模の縮減を図ります。
- ・標準仕様の設定にあたっては、工法の検討などにより1㎡あたりの建築単価の抑制に努めます。
- ・稼働率の低い施設の設備については、教育活動に支障のない範囲で共同利活用を推進し、効率化を図ります。
- ・財源の確保にあたっては、国庫補助事業、県補助事業等を積極的に活用し、町の財政状況に応じ、起債及びPPPについても検討します。

#### (7) 児童・生徒の健康、ユニバーサルデザインに配慮した学校施設

児童・生徒の健康に配慮した建物とし、国や県のバリアフリーに関する基本方針や条例等に配慮し、段差解消、手すりの設置、通路の確保など学校施設のバリアフリー整備を行います。

また、インクルーシブ教育を視野に入れ、ユニバーサルデザイン等の合理的配慮にも留意した学校施設のあり方を検討していきます。

#### (8) 安全・安心に配慮した校舎整備

児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、地域の実情を踏まえた上で防犯に配慮した校舎を整備していきます。

#### (9) 地球環境に配慮した校舎整備

できる限りコンパクトな校舎とすることでエネルギー消費を縮減するとともに、自然環境への負担の少ない施設を整備していきます。

#### (10) 周辺の豊かな住環境の保全に配慮した校舎整備

地域とともにある学校として、本町の豊かな住環境を確保するために「毛呂山町都市計画マスタープラン及び毛呂山町立地適正化計画」等の理念に積極的に貢献できるように整備を行います。

#### (11) 地域の防災拠点としての防災機能の整備

避難所としての役割を考慮し、施設・設備の安全性に配慮した校舎を整備します。また、地域の防災拠点、避難所としての役割を担う施設として、災害時の対応に配慮し、避難所機能を充実させた整備を進めます。

## (12) 学校施設の多機能化と他の公共施設との複合化

学校運営に保護者や地域住民の力を生かすことにより児童・生徒が抱える課題を解決、かつ質の高い学校教育の提供を実現するため、学校施設の多機能化と他の公共施設との複合化を地域の実情を踏まえた上で検討していきます。

学校と社会教育施設、児童福祉施設、高齢者福祉施設、町民施設等との複合化にあたっては、施設間の相互利用や共同利用等による学習・生活環境の高機能化、多機能化に寄与することや、児童・生徒の学習と生活に支障のないことを考慮して計画します。

## (13) 各協議会の設置

プロジェクトの基本理念である地域をつなぎ「いのち」輝く日本一の小中一貫校をスムーズに開校するために必要な組織等を立ち上げ、早急な取り組みを行います。



## 4 整備推進の方法

### (1) 整備の手法及びスケジュール

今後の学校整備に向けて、学校施設の基本的な適正規模・適正配置や仕様、機能等については、基本方針策定後に「毛呂山町公共施設個別施設計画（仮称）」と相互調整を図りながら「毛呂山町学校施設整備基本計画（仮称）」として定める予定です。

また、個別の学校の整備に際しては、質の高い教育や地域連携の実現のため、さらに幅広い視点で検討を行う必要があります。そのため、早い段階から、学校、保護者、地域住民、庁内関係者などの多様な立場から意見を募るための懇談会等を開催します。

新築・更新における基本設計では必要な諸室の確保などの条件に基づき、平面計画等の検討を行い、実施設計では工事施工を考慮したデザインと技術面の詳細な設計を進め、工事費の具体的な算出を行います。また、必要に応じて、用地測量、地質調査等の各種調査を実施します。



測量・設計から竣工までの期間は1校当たり4年を目安とし、各段階のスケジュールは、以下の通りとします。

新築・更新（1校あたり）	年 数
・測量・設計（用地測量、地質調査、基本設計、実施設計等）	2年
・工事	2年
合 計	4年

参考：大規模改修（1校あたり）	年 数
・設計（実施設計等）	1年
・工事	1～2年
合 計	2～3年

※整備実施のための工事費は基本設計及び実施設計を経て算出しますが、整備の検討を進める上で把握する必要がある場合は、当面は管理計画の試算条件である下記単価を代用するものとします。

用 途	新築・更新	参考：大規模改修
学校教育施設	33万円/m <sup>2</sup>	17万円/m <sup>2</sup>

## (2) 毛呂山町学校施設整備基本計画（仮称）を策定するにあたって

現在の校舎が多く建築された昭和 40～50 年代は、児童・生徒の急増に伴い、量的整備の側面が強いものでしたが、現在では、平成 25 年 6 月に閣議決定された第 2 期教育振興基本計画や平成 32 年以降に全面実施される学習指導要領にあるように、様々な教育課題を踏まえた質の高い教育を可能とする環境整備が求められています。

また、毛呂山町地域防災計画など関連する計画との整合性を図る必要があります。

そこで、「毛呂山町学校施設整備基本計画（仮称）」の策定にあたっては、小中学校の適正規模・適正配置の検討をさらに進め、以下の事項に留意して、学校施設の標準仕様を定め、今後各校の整備工事を設計する上での基礎とするものとします。

### ・ ICT 環境の整備

児童・生徒の学習意欲向上や、わかり易い授業の実施にかなう質の高い教育環境を提供するために各機器が十分活用できるような施設整備を検討します。

### ・ 特別支援教育に対応した環境づくり

年々増加している児童・生徒の特別支援教育へのニーズに対応した環境づくりを進めます。

### ・ 教育相談の充実

教育相談を希望する児童・生徒がより利用しやすい教育相談室の配置を検討します。

### ・ 職員室などの管理諸室の機能的な配置

教職員が効率的に業務を行え、チームとしてコミュニケーションを取りやすい機能的な管理諸室の配置を検討します。

### ・ 各室の避難所機能

校舎内の各室については、非難区分に応じて必要とされる避難所機能を有する施設整備を検討します。

### ・ 地域の交流スペースの整備

学校を地域に根ざした活動拠点とするため、オープンスペースを含めた交流スペースの整備を検討します。





未来を拓く人づくり（小中一貫教育）プロジェクト基本方針

平成30年8月

毛呂山町教育委員会

毛呂山町教育委員会 教育総務課（事務局）

学校教育課 生涯学習課

〒350-0493

埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地

TEL：049-295-2112

FAX：049-295-3939

E-mail：ksoumu@town.moroyama.lg.jp

## 毛呂山町小・中学校のあり方検討委員会について

### 1 未来を拓（ひら）く人づくり（小中一貫教育）プロジェクト基本方針

教育委員会では、平成30年度に「未来を拓（ひら）く人づくり（小中一貫教育）プロジェクト基本方針」（以下、「プロジェクト基本方針」という。）を策定しました（資料1）。このプロジェクト基本方針では、基本理念を「地域をつなぎ“いのち”輝く日本一の学校をめざして」とし、現在の様々な課題を打開し、今後の毛呂山町の教育を推進するための方向性を打ち出しました。学校教育においては、児童生徒に確かな学力をつけ、豊かな人間性等を育むことが重要です。そのためには、児童生徒間や小中学校の教職員同士の交流による、義務教育9年間を一体として捉えた小中一貫教育の充実が必須となります。この小中一貫教育とそれを支えるコミュニティ・スクールを推進することにより、「いのちの教育」を通して子どもの「生きる力」の育成を目指します。

このプロジェクト基本方針において、最も効果的に推進できる学校の形態は、敷地内に全9学年あり、組織、運営ともに教職員が一体となる「施設一体型」小中一貫校が最も望ましいかたちであるとしました。そしてその開設年度は、令和2年3月策定の公共施設個別施設計画において、川角中学校区は令和8年度、毛呂山中学校区は令和10年度とし、それぞれの中学校に二つの小学校を集約することを目指すこととしました。

### 2 広聴会の開催と再検討

このプロジェクト基本方針や施設一体型小中一貫校について、町ホームページや広報、リーフレットなどでお知らせするとともに、住民からの意見を直接いただくため、「今後の小中学校のあり方（施設一体型小中一貫校）に関する広聴会」を令和2年から開催しました（資料3）。

ところが、プロジェクト基本方針を策定した後、広聴会を開催する中、ここ数年で小学校への35人学級導入やコロナ禍による分散授業が推進されるなど、教育に求められる施設環境が大きく変化しました。児童生徒の安全安心な環境を確保するために、必要な教室数が当初よりも増加することが見込まれるようになりました。このため、児童生徒にとって現在の状況下で最も良い施設環境は何かを再検討する必要が生じました。

### 3 毛呂山町小・中学校のあり方検討委員会について

以上のような状況から、あらためて児童生徒にとってより良い施設環境とは何かを、この毛呂山町小・中学校のあり方検討委員会（以下、「あり方検討委員会」という。）で、委員の皆さんからご意見をいただきたいと考えています。このあり方検討委員会は、地方自治法に定める「附属機関」ではなく、行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求めるなどの「私的諮問機関」と位置付けます。このため、あり方検討委員会に、諮問・答申や調査、また委員会として集約した意見や報告書などを求めることはなく、意見交換の場としてとらえます。教育委員会はここで表明された各委員の意見を参考に、今後の毛呂山町の小・中学校の編成を示す「今後の小・中学校のあり方（案）」を策定します。

### 4 あり方検討委員会審議スケジュール案

年 月	内 容
令和4年 7月	第1回委員会 ・委員会の趣旨説明 ・毛呂山町の状況説明 ・町内学校施設の視察
8月	(町内学校施設の視察 希望者)
9月	第2回委員会 ・県内学校関係者からの情報提供 ・施設形態によるシミュレーション説明 ・グループに分けて討議、発表
10月	
11月	第3回委員会 ・前回会議意見に対する教育委員会からの回答 ・グループに分けて討議、発表 ・第4回会議までに、施設形態ごとの意見提出を各委員に依頼
12月	(意見をメールまたは文書にて提出)

令和5年 1月	第4回委員会 ・前回会議意見に対する教育委員会からの回答 ・各委員の意見を取りまとめ、委員会へ報告
------------	---

## 5 あり方検討委員会以降

あり方検討委員会の後、教育委員会では各委員からの意見を参考にし、庁内での調整を経て今後の毛呂山町の小・中学校の編成を示す「(仮)今後の小・中学校のあり方(案)」を策定する予定です。その後、説明会等での住民周知やパブリックコメント等を実施し、令和5年度中に「今後の小中学校編成計画」を決定していきたいと考えています。

年 月	内 容
令和5年7月	(仮)今後の小・中学校のあり方(案)策定
9月～	説明会、パブリックコメント
令和6年 ～3月	今後の小中学校編成計画を決定

# 「今後の小中学校のあり方（施設一体型小中一貫校）に関する広聴会」について

## 1 広聴会の実施状況

令和2年10月から令和3年6月まで

開催回数:8回

延べ参加者数:136人

《内訳》

対象	開催日	会場	回数	参加者数
児童生徒保護者	R2.10.18(日) 午前/午後 R2.10.25(日) 午前/午後	各小学校	4回	56人
未就学児保護者	R2.11.8(日) 午前/午後	東公民館	2回	43人
一般	R3.6.13(日) 午前/午後	中央公民館	2回	37人
合計			8回開催	136人参加

## 2 主な質問項目と対応案

【教職員について】

- 教職員数については、国・県の基準に応じて決まります。小学校、中学校の配当基準に沿った人数となります。しかし、一体型の校舎になるため、小・中学校の教職員の目で児童生徒を見守ることができるようになります。
- 全ての教職員に対して兼務発令を行うことができます。兼務発令を行うことで、免許を持っている専門の教科については授業を単独で行うことができます。

【行事について】

- 行事の内容や教育的効果によって、小中学生が合同で行うのか、それとも別々に行うのが良いかを決定していきます。成長段階に応じて、上級生は下級生に対する思いやりとリーダーシップの育成を、下級生は上級生が身近な目標になるよう効果的に行事を実施していきます。

### 【クラブ活動・部活動について】

- 基本的には学習指導要領に基づき、活動は別々になります。しかし、児童生徒の交流として効果的な実施方法や回数など検討してまいります。

### 【授業時間について】

- 小学校では45分、中学校では50分での授業になります。小学校では2時間目終了後の休み時間は通常より多く時間を取っています。2時間目終業後の休み時間と昼休みの時間を調整することで、1時間目、3時間目、5時間目の開始時間は同じ時間になるのでチャイムを鳴らし、それ以外はノーチャイムで生活するなどの実践事例がございます。

### 【小・中学生の生活について】

- 基本的には小学生と中学生の生活場所は、使用する階段を指定するなど分ける予定です。グラウンドの使用についても、場所を分ける、曜日等で時間を分けるなどの工夫をすることで安全を確保していきます。
- 現在、小学校では1年生と6年生を隣の教室にし、6年生の思いやりを育成しています。その結果、6年生が落ち着いて生活できています。このように、一体型校舎で生活することで、上級生が下級生に対する思いやりの育成が期待できると考えています。

### 【登下校の安全対策について】

- 自宅から学校までの距離や通学に要する時間は、児童生徒の発達段階や道路整備状況、通学班などを全体的に勘案する必要があると考えます。登下校時の安全確保は最優先であると捉えていますので、小中学校を集約することにより一定の距離を超える場合は、スクールバスの導入を含めて検討していく必要があると考えています。

### 【小学校の今後について】

- 小学校の体育館は、学校施設開放により社会体育施設として広く住民に使用されているとともに、災害時の避難所に指定されるなど、学校教育以外でも活用さ

れています。小学校の今後の利用方法は検討課題となりますが、地域での利活用の現状と今後の見通しを考慮し、その利用方法を精査していきます。

#### 【集約した時の教室数について】

○小中学校を集約する際には、小学校用の普通教室をはじめ、分散授業をおこなうための教室や特別教室、学校運営に必要なスペースが必要になります。既存の中学校校舎では、これらの教室が一部不足することが見込まれるため、校舎を増築するなど慎重な検討が必要であると考えています。

#### 【小学生が中学校校舎を使用することについて】

○小学校と中学校では、例えば校舎の階段や手洗い場などの高さが違います。体格差があるため小学生が校舎を使用しにくい箇所は、手摺を設置したり段差を解消するなど、小学生にも利用しやすくなるよう改修工事を実施する予定です。

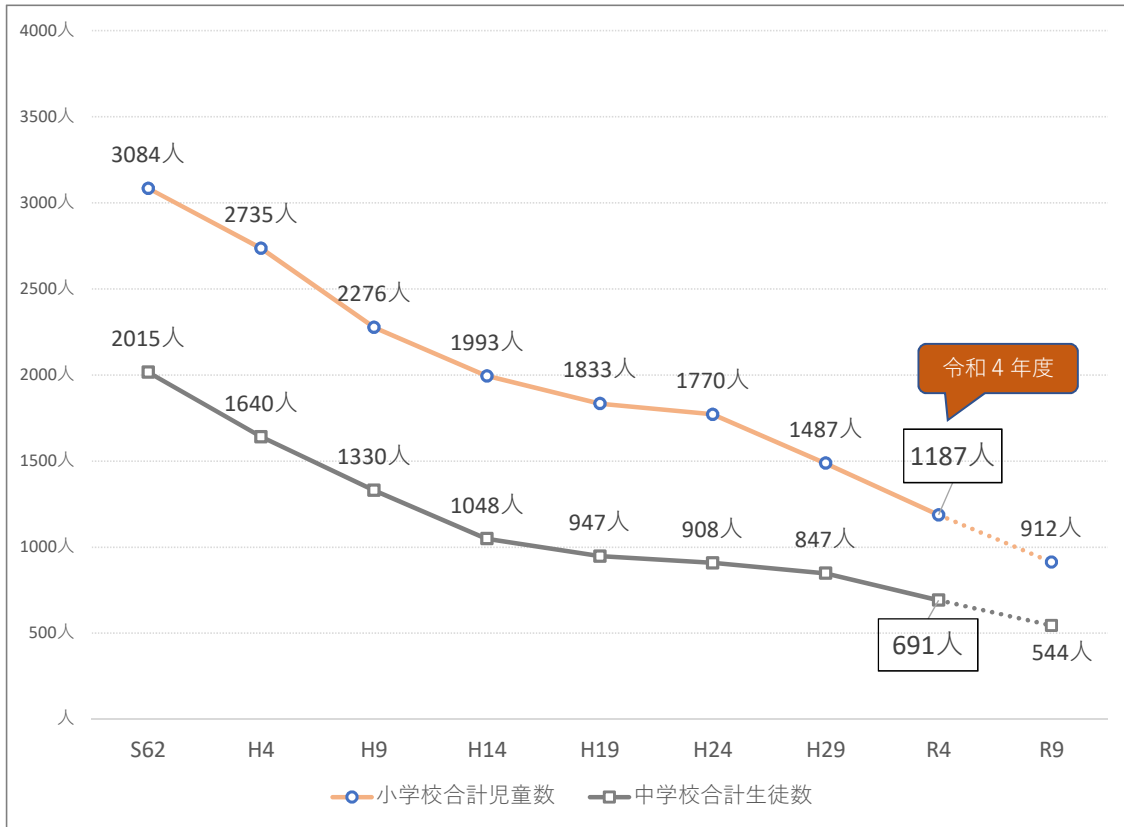
#### 【学童保育所について】

○毛呂山小学校の学童保育所は平成28年度に、川角小学校は令和2年度に既存小学校校舎の空き教室を利用する形で整備・開所しました。今後も引き続き使用していく予定ですが、長期的視点からは検討する必要があると考えています。

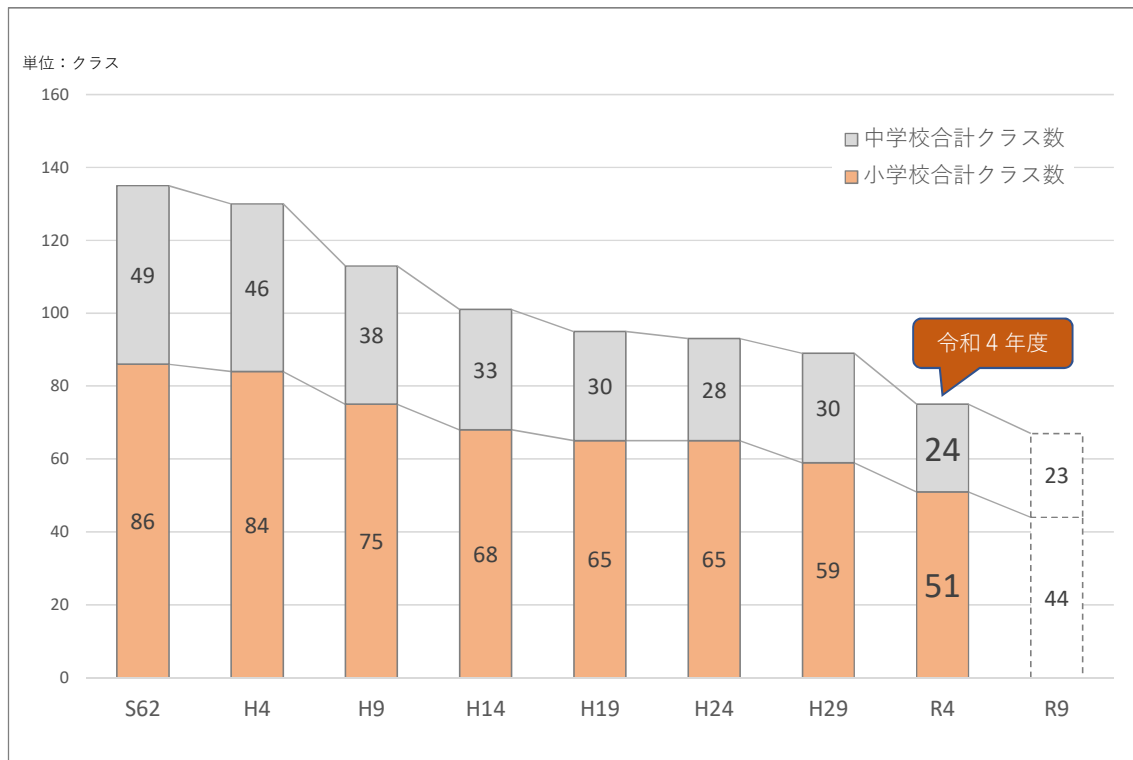
### 3 主な意見

- 小中学校を集約することの住民周知が不足していると思う。
- 施設一体型小中一貫校は、町公共施設削減のための手段となってしまっている。
- 小学校2校ずつの集約でも良いのではないか。
- 学校は地域のシンボルであり小学校を無くすことは反対。
- 小中一貫教育と小中学校の集約をいっしょに考えるからわかりづらい。
- 学校が遠くなると地域の魅力が無くなってしまう。
- 小中学生が同じ敷地内で生活することは危険を伴う。
- 客観的根拠にもとづく資料をいただきたい。
- 小中学生が一緒に生活すると、小学校高学年のリーダーシップが薄れてしまう。
- 将来にかかわる問題であり、住民の意見をしっかり聞いてほしい。

児童生徒数の推移と今後の見込み（R4. 5. 1時点）



小中学校クラス数の推移と今後の見込み（R4. 5. 1時点）





小中学校クラス数の予測（R4.5.1時点）

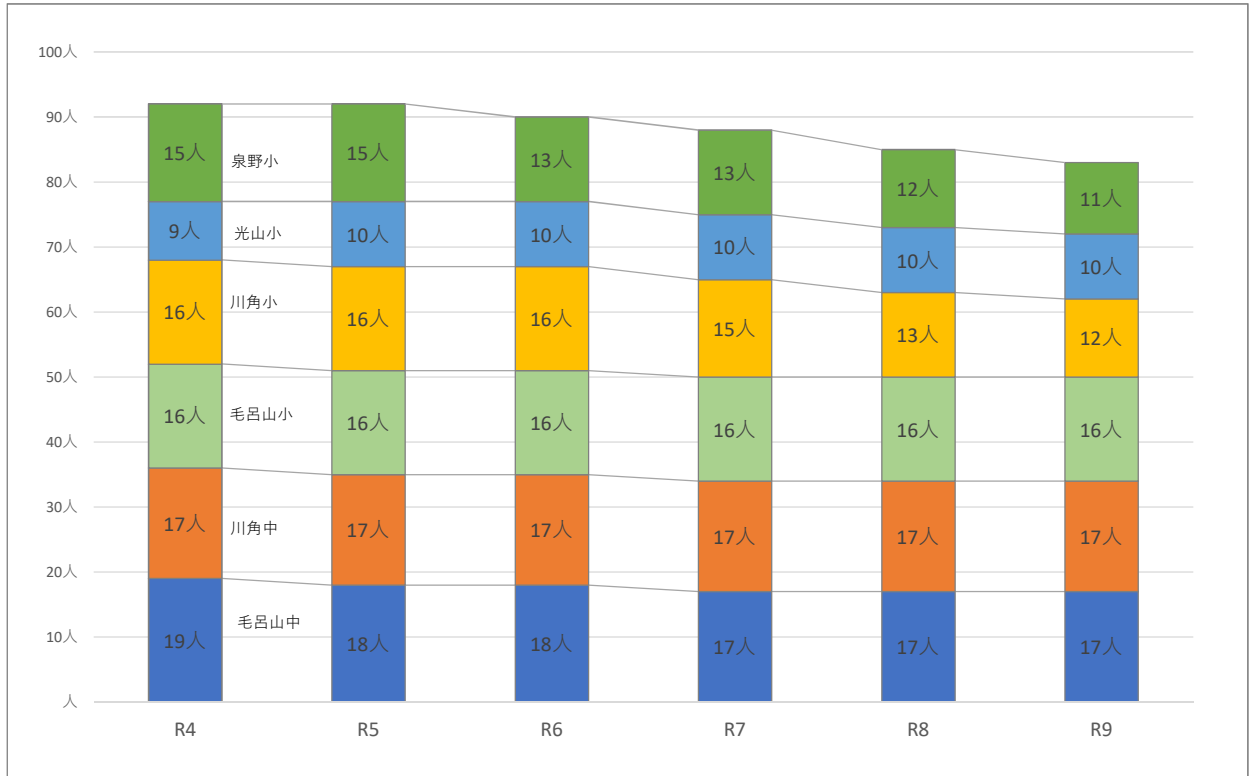
※赤網掛けは単学級

		クラス数						合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
R4 2022	毛呂山小	2	2	2	2	2	2	12
	川角小	2	2	2	2	2	2	12
	光山小	1	1	1	1	1	1	6
	泉野小	2	2	2	1	2	2	11
	計	7	7	7	6	7	7	41
	毛呂山中	4	3	4				11
	川角中	3	3	3				9
	計	7	6	7				20
R5 2023	毛呂山小	2	2	2	2	2	2	12
	川角小	2	2	2	2	2	2	12
	光山小	2	1	1	1	1	1	7
	泉野小	2	2	2	2	1	2	11
	計	8	7	7	7	6	7	42
	毛呂山中	3	4	3				10
	川角中	3	3	3				9
	計	6	7	6				19
R6 2024	毛呂山小	2	2	2	2	2	2	12
	川角小	2	2	2	2	2	2	12
	光山小	1	2	1	1	1	1	7
	泉野小	1	2	2	2	2	1	10
	計	6	8	7	7	7	6	41
	毛呂山中	3	3	4				10
	川角中	3	3	3				9
	計	6	6	7				19
R7 2025	毛呂山小	2	2	2	2	2	2	12
	川角小	1	2	2	2	2	2	11
	光山小	1	1	2	1	1	1	7
	泉野小	1	1	2	2	2	2	10
	計	5	6	8	7	7	7	40
	毛呂山中	3	3	3				9
	川角中	3	3	3				9
	計	6	6	6				18
R8 2026	毛呂山小	2	2	2	2	2	2	12
	川角小	1	1	2	2	2	2	10
	光山小	1	1	1	2	1	1	7
	泉野小	1	1	1	2	2	2	9
	計	5	5	6	8	7	7	38
	毛呂山中	3	3	3				9
	川角中	3	3	3				9
	計	6	6	6				18
R9 2027	毛呂山小	2	2	2	2	2	2	12
	川角小	1	1	1	2	2	2	9
	光山小	1	1	1	1	2	1	7
	泉野小	1	1	1	1	2	2	8
	計	5	5	5	6	8	7	36
	毛呂山中	3	3	3				9
	川角中	3	3	3				9
	計	6	6	6				18

※小学校はR7から全学年35人学級。中学校は中学1年生38人学級、中学2、3年生は40人学級。

※特別支援学級はのぞく

### 小中学校配当教員数の今後の見込み（R4. 5. 1時点）



※特別支援学級、養護教諭はのぞく

## 町内小中学校の概要

資料 5

### ■毛呂山小学校（敷地面積 20,162 m<sup>2</sup>）

校舎	建築年	昭和47年	（経過年数	50年）
	延床面積	4,729 m <sup>2</sup>		
	構造	鉄筋コンクリート造		
体育館	建築年	昭和53年	（経過年数	44年）
プール	建築年	昭和52年	（経過年数	45年）

### ■川角小学校（敷地面積 17,072 m<sup>2</sup>）

校舎	建築年	昭和43年	（経過年数	54年）
	延床面積	4,768 m <sup>2</sup>		
	構造	鉄筋コンクリート造		
体育館	建築年	昭和55年	（経過年数	42年）
プール	建築年	昭和55年	（経過年数	42年）

### ■光山小学校（敷地面積 22,144 m<sup>2</sup>）

校舎	建築年	昭和50年	（経過年数	47年）
	延床面積	5,712 m <sup>2</sup>		
	構造	鉄筋コンクリート造		
体育館	建築年	昭和54年	（経過年数	43年）
プール	建築年	昭和56年	（経過年数	41年）

### ■泉野小学校（敷地面積 24,373 m<sup>2</sup>）

校舎	建築年	昭和55年	（経過年数	42年）
	延床面積	5,344 m <sup>2</sup>		
	構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）		
体育館	建築年	昭和56年	（経過年数	41年）
プール	建築年	昭和55年	（経過年数	42年）

■毛呂山中学校（敷地面積 25,067 m<sup>2</sup>）

校舎 建築年 昭和48年（経過年数 49年）

延床面積 4,933 m<sup>2</sup>

構造 鉄筋コンクリート造

体育館 建築年 昭和63年（経過年数 34年）

プール 建築年 昭和57年（経過年数 40年）

■川角中学校（敷地面積 34,887 m<sup>2</sup>）

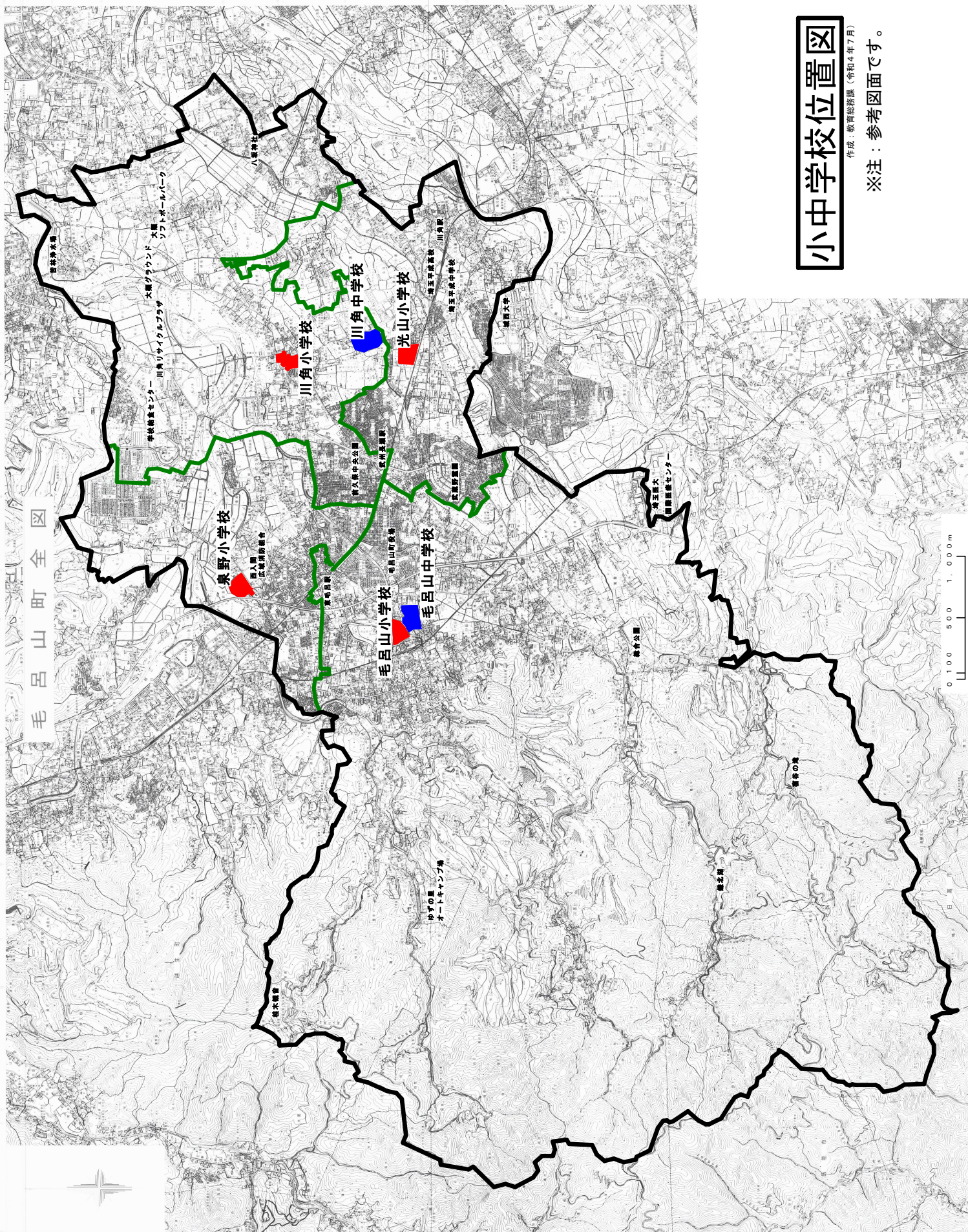
校舎 建築年 昭和49年（経過年数 48年）

延床面積 5,843 m<sup>2</sup>

構造 鉄筋コンクリート造

体育館 建築年 昭和48年（経過年数 49年）

プール 建築年 昭和57年（経過年数 40年）



# 小中学校位置図

作成：教育総務課（令和4年7月）

※注：参考図面です。



毛呂山町立小・中学校 過去20年間の主な工事（平成14年度～令和3年度）

毛呂山小学校

年 度	工 事 内 容	工事費 (千円)
昭和46年度	校舎新築工事	
）		
平成20年度	校舎耐震補強工事	91,616
平成24年度	トイレ改修工事（南棟2F中央）	9,573
平成25年度	トイレ改修工事（南棟2F西・北棟2F）	19,142
平成26年度	天井安全対策工事	10,152
	トイレ改修工事（南棟3F中央）	9,978
平成27年度	普通教室エアコン設置工事	40,112
平成28年度	体育館大規模改造工事	143,901
	トイレ改修工事（南棟3F西）	11,718
平成29年度	天井安全対策工事	15,041
令和2年度	GIGAスクール校内LAN構築	9,976

合計： 361,209

川角小学校

年 度	工 事 内 容	工事費 (千円)
昭和42年度	校舎新築工事	
）		
平成19年度	校舎耐震補強工事	76,059
平成21年度	校舎屋上防水工事	13,341
平成22年度	外構改修工事	23,100
平成24年度	体育館耐震補強工事	12,075
	トイレ改修工事（南棟2F東）	9,978
平成25年度	トイレ改修工事（北棟2F中央）	8,541
平成26年度	トイレ改修工事（北棟3F東）	8,563
平成27年度	普通教室エアコン設置工事	46,766
平成28年度	トイレ改修工事（北棟3F中央・多機能トイレ）	23,598
平成30年度	体育館非構造部材落下防止対策工事	10,927
令和2年度	GIGAスクール校内LAN構築	10,246
令和3年度	体育館屋根改修工事	20,521

合計： 263,715

## 光山小学校

年 度	工 事 内 容	工事費 (千円)
昭和49年度	校舎新築工事	
〃		
平成14年度	体育館耐震補強工事	72,450
平成23年度	校舎耐震補強工事	10,920
	トイレ改修工事 (1F南西)	7,751
平成25年度	消防放送設備改修工事	29,546
	トイレ改修工事 (1F南東)	10,343
平成26年度	トイレ改修工事 (2F南東)	10,792
平成27年度	普通教室エアコン設置工事	45,657
平成28年度	トイレ改修工事 (2F南西)	12,624
平成30年度	体育館非構造部材落下防止対策工事	10,768
令和2年度	GIGAスクール校内LAN構築	7,422

合計： 218,273

## 泉野小学校

年 度	工 事 内 容	工事費 (千円)
昭和54年度	校舎新築工事	
〃		
平成16年度	プレハブ校舎増築	104,580
平成20年度	外壁塗装工事	10,727
平成22年度	校舎耐震補強工事	40,740
平成23年度	トイレ改修工事 (南棟1F)	9,005
平成24年度	体育館耐震補強工事	37,806
平成25年度	トイレ改修工事 (南棟2F)	9,135
平成26年度	消防放送設備改修工事	22,488
	トイレ改修工事 (南棟3F)	10,098
平成27年度	普通教室エアコン設置工事	52,311
平成28年度	トイレ改修工事 (北棟1F・2F)	20,499
平成30年度	体育館非構造部材落下防止対策工事	7,938
令和2年度	GIGAスクール校内LAN構築	9,570
令和3年度	体育館屋根改修工事	16,192

合計： 351,089

### 毛呂山中学校

年 度	工 事 内 容	工事費 (千円)
昭和47年度	校舎新築工事	
〃		
平成21年度	校舎耐震補強工事	100,005
平成23年度	武道場新築工事	108,251
平成26年度	普通教室エアコン設置工事	34,884
	防球ネット改修工事	10,063
平成27年度	校舎大規模改造工事(1期)	207,396
平成28年度	校舎大規模改造工事(2期)	399,172
平成29年度	武道場吊り天井落下防止対策工事	13,606
平成30年度	体育館改修工事	137,299
令和2年度	GIGAスクール校内LAN構築	10,687

合計： 1,021,363

### 川角中学校

年 度	工 事 内 容	工事費 (千円)
昭和49年度	校舎新築工事	
〃		
平成22年度	校舎耐震補強工事	60,472
平成23年度	体育館耐震補強工事	42,153
平成24年度	外構改修工事	57,136
	消防放送設備改修工事	23,959
平成25年度	校舎大規模改造工事(1期)	174,825
	武道場改修工事	42,145
平成26年度	校舎大規模改造工事(2期)	331,744
	普通教室エアコン設置工事	34,759
平成29年度	体育館大規模改造工事	210,546
	武道場吊り天井落下防止対策工事	13,911
令和2年度	GIGAスクール校内LAN構築	9,205

合計： 1,000,855